

雲南市立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分） 入園申込の手引き【平成28年度版】

【入園申込方法】

幼稚園・認定こども園の入園申込は、入園を希望される幼稚園・認定こども園、子ども政策課または総合センター保健福祉課へ提出してください。

《提出先》

○継続入園の場合・・・書類提出の必要はありません。

○新規入園の場合・・・幼稚園・認定こども園、子ども政策課、総合センター保健福祉課

○市外幼稚園の場合・・・子ども政策課

※平成28年度から認定こども園へ移行する園に、引き続き幼稚園籍として在籍する場合は「継続入園」扱いとします。

保育を必要とする事由があり、認定こども園の保育所部分を希望される場合は、新規入所の申込手続きが必要となります（保育所部分の入所申込の手引き【平成28年度版】参照）。

【問い合わせ先】 雲南市子ども政策局子ども政策課 0854-40-1044

幼稚園・認定こども園	電話番号
大東幼稚園	0854-43-2710
西幼稚園	0854-43-6005
佐世幼稚園	0854-43-2817
海潮こども園（幼稚園部分）	0854-43-2298
加茂こども園（幼稚園部分）	0854-49-6760
木次こども園（幼稚園部分）	0854-42-2173
斐伊こども園（幼稚園部分）	0854-42-2130
寺領幼稚園	0854-42-0870
西日登幼稚園	0854-42-0875
三刀屋こども園（幼稚園部分）	0854-45-2168
鍋山幼稚園	0854-45-3762

※手引きや申し込みに必要な様式は雲南市ホームページ <http://www.city.unnan.shimane.jp/>
または雲南市子育てポータルサイト <http://kosodate-unnan.jp/>から閲覧、ダウンロードできます。



【幼稚園等入園要件】

1. 雲南市に住民登録していること。
2. 平成 28 年 4 月 1 日現在、満 3 歳以上の子どもであること。

生年月日	年齢
平成 22 年 4 月 2 日生～平成 23 年 4 月 1 日生	5 歳児
平成 23 年 4 月 2 日生～平成 24 年 4 月 1 日生	4 歳児
平成 24 年 4 月 2 日生～平成 25 年 4 月 1 日生	3 歳児

【入園申込における注意点】

1. 入園申込書の書類の記入例や注意事項をよく確認してから記入してください。
2. 提出された書類の記載内容に虚偽の内容があるとわかったときには、入園内定を取り消す場合があります。
3. 年度内の転園は、困難な場合もありますので、教育方針、送迎距離などをよく検討したうえで、申し込みしてください。

【入園申込締切日】

入園希望月		申込受付締切日	結果通知予定
平成 28 年	4 月	平成 27 年 12 月 1 日（火）～ 平成 27 年 12 月 24 日（木）	1 月中旬
	5 月以降	原則、入園希望月の前月 15 日	毎月 20 日以降
平成 29 年	1 月		
	2 月		
	3 月		

※受付締切日を過ぎてからの申し込みや希望内容の変更がある場合、入園月が遅くなる場合があります。

1 入園申込に必要な書類

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼平成 28 年度幼稚園・保育所・認定こども園入園（所）申込書（以下、「支給認定申請書入園申込書」という。）

⇒入園を希望されるお子さん 1 人につき 1 枚必要です。

※幼稚園等での集団生活・日常生活において配慮が必要（食事、健康状態、障がいの内容など）な場合には、事前に幼稚園等へ相談の上で申し込んでください。



(2) 幼稚園保育料算定のための書類

保護者それぞれの平成 27 年度及び平成 28 年度の市民税が雲南市で課税される場合は不要です。

雲南市以外で市町村民税を課税されていた保護者の方は、「課税証明書」または市町村から送付される「市町村民税決定通知書（写し）」の提出が必要です。

雲南市以外での課税	必要な書類	取得（交付）先
平成 27 年 1 月 2 日以降に雲南市へ転入された方	平成 27 年度分	転入前住所地の市役所・町村役場
平成 28 年 1 月 2 日以降に雲南市へ転入された方	平成 28 年度分	

※その年の 1 月 1 日に居住していた市町村へお問い合わせください。

※市町村民税決定通知書は、非課税の方には送付されない場合があります。

また、入園を希望する月により必要となる証明年度が変わります。

入園月	必要な「課税証明書」または「市町村民税決定通知書（写）」
平成 28 年 4 月、5 月	平成 27 年度分 ※後日、平成 28 年度分が必要となります。
平成 28 年 6 月～8 月	平成 27 年度分および平成 28 年度分
平成 28 年 9 月以降	平成 28 年度分

※上記書類は、入園を希望される世帯につき、父母それぞれ 1 枚が必要となります（コピー可）。

(3) 幼稚園保育料減免等の申請書類

①第 3 子以降保育料の無料化

保護者等が現に養育している満 18 歳未満（年度の途中で満 18 歳に達する場合は、18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者）の児童が 3 人以上いる世帯のうち、当該世帯の 3 人目以降の児童の保育料は、申請により保育料が無料となります。

②その他減免制度もありますので、詳しくは子ども政策課へお問い合わせください。

2 申込後（入園後）の申込内容の変更等

(1) 申込書の記載内容に変更があった場合

「支給認定申請書入園申込書」提出後または入園後に、申込書記載内容について変更があった場合は、速やかに子ども政策課まで連絡し、必要な手続きをしてください。入園内定後に、申込内容の変更が判明した場合には、内定を取り消すことがあります。

(例) ■住所・電話番号などの連絡先

■市町村民税の課税額の変更

■申し込みの取下げ、内定の辞退

■入園希望幼稚園等の変更 など

(2) 幼稚園の年度途中転園

年度途中で転園を希望される場合は、子ども政策課までお問い合わせください。



(3) 認定こども園の年度途中移籍<<幼稚園籍（1号認定）⇔保育所籍（2号認定）>>

年度途中における移籍については、原則受け付けません。ただし、保護者の就労状況等が変化した場合は、次の手続きにより移籍することができます。

<<保育所籍へ移籍する場合>>

①幼稚園籍利用のお子さんが保育を必要とする事由に該当することになった場合、所定様式により移籍の手続きを行うことができます。所定様式の提出期限は、移籍を希望する月の前月 15 日までとなります。

②保育を必要とする事由が「求職活動」の場合は、他の保育所と同様に入所期間を 3 ヶ月（90 日）とし、その間に限り移籍することができます。また、特別の事情がある場合を除き、同一年度内における複数回の移籍は、原則受け付けません。

<<幼稚園籍へ移籍する場合>>

①保育所籍利用のお子さんが保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、当該お子さんは退所していただくことになります。その際、引き続きこども園（幼稚園籍）への入園を希望される場合は、移籍の手続きを行うことができます。

②上記お子さんが再び保育を必要とする事由に該当することになった場合においては、上記「保育所籍へ移籍する場合」と同様に取り扱います。

(4) 市外への転出

市外へ転出された後も継続して市内の幼稚園等へ入園したい場合（広域入園）は、転出先の自治体の担当課にて改めて入園申込をする必要があります。ただし、自治体によっては広域入園を認めない場合もあります。

3 保育料の算定

(1) 保育料の算定

幼稚園等では、保護者会費や備品代、教材費等の負担が必要になる場合があります。詳細は各幼稚園等にご確認ください。

■保育料は、原則として児童と生計を同じくする保護者の市町村民税の課税状況により決定します。

また、年度途中で市町村民税の課税年度の切り替えをします。8 月分以前の保育料は平成 27 年度の課税状況で決定し、9 月分以降の保育料は平成 28 年度の課税状況で決定します。

ただし、国の制度改正などに伴い変更となる場合がありますのでご了承ください。

■年度途中における確定申告や住民税申告の修正申告により、課税額が変更となった場合は、課税額が変更となった月の翌月分の保育料から再算定しますので、必ず連絡してください（連絡が遅れた場合は、変更届出等を提出された月以降に再算定することになり、保育料月額が割高となりますのでご注意ください）。

■平成 28 年度の保育料

保育料については、国が定める上限額の範囲内で雲南市が決定することになっています。詳細は「平成 28 年雲南市幼稚園保育料徴収基準額表 雲南市認定こども園（1号認定児）」



保育料徴収基準額表」を参照。

(2) 保育料の納付

- 保育料の日割り計算はしません。
- 保育料の納入期限は、月末日（末日が金融機関非営業日の場合は翌営業日）です。ただし、12月分は26日となります。
- 保育料の納付は各金融機関の口座振替をご利用ください。手続きは金融機関窓口にあります「雲南市口座振替依頼書」にて、直接金融機関へお申し込みください。
なお、口座振替開始までの間、または納付書による納付を希望される保護者の方には、毎月納付書を送付しますので、金融機関窓口で直接納付してください（雲南市ではコンビニ納付を実施していません）。
- 納期限内に納付されない場合や口座振替の再振替が不能だった場合は督促状を送付します。この際督促手数料100円を含めて納付していただきます。なお、延滞金は、国税および地方税の例によります。
- 保育料を滞納された場合は、減免適用を解除することとなります。

4 給食費について

給食費は、お子さんが食べられる給食の食材費に充てられる大切な財源となります。保育料には給食費が含まれていませんので、別途お支払いいただくこととなります。4月から2月分は月額3,600円（H27年度）をお支払いいただき、3月に精算します。給食費に関しては、教育委員会教育総務課（40-1071）へお問い合わせください。



【雲南市内幼稚園・認定こども園概要一覧】

町名	園名	〒	住所	電話番号	利用定員	受入年齢	利用時間	幼稚園 保育料
							月～金	
大東	大東幼稚園	699-1252	田中 50-1	43-2710	90	3歳 ～ 5歳	8:30 ～ 14:00	2,600円/月 ～ 5,200円/月 その他給食費等 必要
	西幼稚園	699-1232	仁和寺 2435-11	43-6005	90			
	佐世幼稚園	699-1214	上佐世 1375-1	43-2817	60			
	海潮こども園	699-1206	南村 196	43-2298	60			
加茂	加茂こども園	699-1105	宇治 238	49-6760	175			
木次	木次こども園	699-1334	新市 53	42-2173	130			
	斐伊こども園	699-1311	里方 1064	42-2130	90			
	寺領幼稚園	699-1322	寺領 612	42-0870	60			
	西日登幼稚園	699-1342	西日登 985	42-0875	60			
三刀屋	三刀屋こども園	690-2404	給下 750-2	45-2168	90			
	鍋山幼稚園	690-2634	乙加宮 1228-1	45-3762	60			

平成28年度 雲南市幼稚園保育料徴収基準額表
雲南市認定こども園（1号認定児）保育料徴収基準額表（案）

児童の属する世帯の階層区分		保育料月額(円)
階層区分	定義	教育標準時間利用
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	市民税非課税世帯 (均等割額非課税)	2,600
第3階層	市民税非課税世帯 (所得割額非課税)	3,000
第4階層	市民税課税世帯	所得割額課税額 77,100円以下
第5階層		所得割額課税額 77,101円以上 211,200円以下
第6階層		所得割額課税額 211,201円以上

※雲南市独自減免

第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば幼稚園保育料を無料とします。

